

28吹福指第40号
平成28年4月4日
(2016年)

指定障がい福祉サービス事業所 管理者様

吹田市福祉部福祉指導監査室長

指定障がい福祉サービス事業所が実施する送迎業務に係る運転手の配置について（通知）

日頃から本市の障がい福祉施策等の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

平成28年4月より、指定障がい福祉サービス事業所（日中活動サービス及び短期入所サービス）が実施する送迎業務に係る運転手の配置について、下記のとおり取扱いを変更いたしますので、対象となる事業所におかれましては、ご留意をお願いします。

なお、児童福祉法に基づく通所サービスについては、変更ありません。

記

【従 来】

生活支援員等の従業者が、送迎業務にかかる運転手を兼務する場合、それぞれの業務に従事する勤務時間を区分する。

【改正後】

送迎加算の算定の有無に関わらず、生活支援員等の従業者が業務の一環として送迎を行う場合は、運転業務に従事する勤務時間を区分する必要はありません。（生活支援員等の業務に運転業務を含めて差し支えありません。）

ただし、以下の点に留意してください。

- ① 生活支援員以外の職業指導員、就労支援員、作業療法士、理学療法士、目標工賃達成指導員、看護従業者等についても同様の取扱いとします。
- ② 管理者及びサービス管理責任者については、管理業務に支障がない範囲に限ります。
- ③ 専ら送迎業務のみを行う運転手については、常勤換算方法により必要とされる従業者の員数に含めることはできません。
- ④ その他の従業者（調理員・栄養士・事務職員等）が送迎を行う場合は、運転業務に従事する勤務時間を区分する必要はありませんが、運転業務に従事する時間を常勤換算方法により必要とされる従業者の員数に含めることはできません。

「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の記載方法については、別紙記入例を参考にしてください。

なお、今回の改正に伴い、福祉専門職員配置等加算等の各種加算の届出内容に変更が生じる場合は、平成28年4月22日（金）までに、変更の手続きを行ってください。

運営規程の変更や従業者の職種、員数の変更の届出については省略可としますので、事業所において変更の作業を行ってください。

【問合せ先】

吹田市福祉部 福祉指導監査室
障がい事業者担当

電 話：06-6384-1338（直通）

F A X：06-6368-7348